

# 環境影響評価書の概要

東京都新都庁舎建設事業

昭和62年10月

東京都

## 1. 総括

### 1-1 事業者の氏名及び住所

氏名 東京都 代表者 東京都知事 鈴木俊一  
住所 東京都千代田区丸の内三丁目5番1号

### 1-2 対象事業の名称

東京都新都庁舎建設事業

[高層建築物の新築及び自動車駐車場の設置]

### 1-3 対象事業の内容の概略

本事業の内容の概略は、表1-1に示すとおりである。

表1-1 事業の内容の概略

区分 項目	第二本庁舎 (1号地)	第一本庁舎 (4号地)	議 会 棟 (5号地)	計
敷地面積	約14,030㎡	約14,350㎡	約14,560㎡	約42,940㎡
延床面積	約 142,000㎡	約 196,000㎡	約45,000㎡	約 383,000㎡
高 さ	約 163m	約 243m	約43m	——
階 数	地上 34階 地下 3階	地上 48階 地下 3階	地上 7階 地下 1階	——
主要用途	事務所 一部駐車場	事務所 一部駐車場	事務所 会議室 一部駐車場	——
駐車台数	約 530台	約 500台	約 110台	約 1,140台

所在地 東京都新宿区西新宿二丁目5番(5号地)  
" 8番(4号地)  
" 9番(1号地)

#### 1-4 環境に及ぼす影響の評価の結論

地域の概況及び対象事業における行為・要因を考慮し、選定した予測・評価項目について現況調査を行い、対象事業の実施が及ぼす環境への影響について予測・評価した。

環境に及ぼす影響の評価の結論は表1-2に示すとおりである。

表1-2 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評 価 の 結 論
1. 大 気 汚 染	<p>供用後の自動車及び工事中の工事車両による二酸化窒素及び一酸化炭素の道路端における付加濃度は少ない。</p> <p>さらに、後背地においては、この濃度が減少するので、計画地周辺地域に与える影響は軽微であると考える。</p>
2. 騒 音	<p>供用後の自動車及び工事中の工事車両による道路交通騒音レベルの道路端における増加は少ない。</p> <p>さらに、後背地においては、この騒音レベルが減少するので、計画地周辺地域に与える影響は軽微であると考ええる。</p> <p>また、工事中の建設機械による騒音レベルは、勧告基準を下回っており影響は軽微であると考える。</p>

予測・評価項目	評 価 の 結 論
3. 振 動	<p>供用後の自動車及び工事中の工事車両による道路交通振動レベルの道路端における増加は少ない。</p> <p>さらに、後背地においては、この振動レベルが減少するので、計画地周辺地域に与える影響は軽微であると考ええる。</p> <p>また、工事中の建設機械による振動レベルは、勧告基準を下回っており影響は軽微であると考ええる。</p>
4. 地 盤 沈 下	<p>最終掘削時には、一時的に地下水位の低下が予測されるが、計画地の地層がかなり縮まった状態であること及び適切な工法等の採用により、地下水位の低下による地盤沈下は発生せず、計画地周辺地域に与える影響はないものと考ええる。</p>
5. 日 照 阻 害	<p>計画建物は道路の反対側の敷地に終日日影となる部分をつくらない。</p> <p>また、計画地北側には、既に超高層ビルが建ち並んでいるため、計画建物が計画地周辺地域に与える影響は少ないものと考ええる。</p>
6. 電 波 障 害	<p>しゃへい障害の発生が予測されるが、共同受信施設の設置等の対策を講じるため、計画地周辺地域に及ぼす影響は軽微になるものと考ええる。</p> <p>また、反射障害は、外壁の材質及び形状等を配慮したことにより、影響はないものと考ええる。</p>

予測・評価項目	評 価 の 結 論
7. 風 害	<p>計画地周辺では、風速の増加する地点と減少する地点が予測されるが、計画建物の配置及び形状等を配慮したことにより、計画地周辺地域の風環境は全体として現状より改善されるものと考ええる。</p>
8. 地形・地質	<p>最終掘削時には、一時的に地下水位の低下が予測されるが、適切な工法等を採用すること及び基礎工事終了後には地下水位が回復することにより、計画地周辺地域に与える影響はないものと考ええる。</p> <p>また、計画地周辺地域では、この地下水を利用している井戸は存在せず、既存井戸への影響はないものと考ええる。</p>
9. 景 観	<p>供用後は、植栽を施した開放的な空間が整備されることにより、アメニティとシンボル性のより高い空間へと変化するものと予測される。</p> <p>計画建物は、周辺の超高層ビル群と調和して一体感をもち、スカイラインにほとんど変化を与えないことなどにより、計画地周辺地域に及ぼす影響は軽微であると考ええる。</p>

1-5 評価書案の修正の概略

評価書案を修正した箇所及び修正の内容は、表1-3に示すとおりである。

表1-3 修正した箇所及び内容

修正箇所	修正事項	修正内容及び修正理由
1. 総括	対象事業の内容の概略	実施設計による精査の結果、延床面積の変更、それに伴い駐車台数を変更した。  (昭和62年8月14日変更届提出)
2. 対象事業の目的及び内容	建築計画	上記理由による延床面積の変更
	駐車場計画	” 駐車台数の変更